

— 平成 19 年度 —

事業報告書

平成 20 年 6 月

社団法人 日本私立歯科大学協会

平成19年度事業報告および収支決算報告

第66回総会（臨時）

平成20年6月27日（金）

於 KKRホテル東京

目 次

I 事業報告

1. 個別事項

（1）歯科医師需給問題について……………	3
（2）歯科医師国家試験について……………	6
（3）歯科医師臨床研修について……………	10
（4）私立歯科大学（学部）の財政等の現状について（平成18年版）……………	16
（5）広報の発行（第54号・第55号）……………	16
（6）受験生確保対策事業について……………	19
（7）協会設立30周年記念事業について……………	20

2. 会 議

（1）総 会

・第64回総会（H19. 6. 27）……………	24
・第65回総会（H20. 3. 27）……………	29

（2）理事会

・第1回（H19. 5. 25）……………	37
・第2回（H19. 6. 27）……………	38
・第3回（H19. 9. 27）……………	39
・第4回（H19. 11. 27）……………	41
・第5回（H20. 2. 27）……………	43
・第6回（H20. 3. 27）……………	44

（3）部会・委員会

① 教育・研究部会

・第1回（H19. 6. 27）……………	45
・第2回（H20. 3. 27）……………	45

② 病院部会

・第1回（H19. 6. 27）……………	45
・第2回（H20. 3. 27）……………	46

③ 経営部会	
・ 第1回 (H19. 6. 27)	46
・ 第2回 (H20. 3. 27)	46
④ 広報委員会	
・ 第1回 (H19. 7. 26)	46
・ 第2回 (H20. 1. 25)	47
⑤ 受験生確保対策委員会	
・ 第1回 (H19. 5. 25)	47
⑥ 研修委員会	
・ 第1回 (H19. 10. 11)	47
(4) 事務局長会議	
・ 第1回 (H19. 5. 18)	48
・ 第2回 (H19. 10. 25)	48
・ 第3回 (H20. 2. 20)	49
3. 研修会	
(1) 第29回附属病院管理運営事務研修会 (H19. 10. 18～19)	50
(2) 第8回事務職員研修 (H19. 11. 15～16)	54
II 収支決算 平成19年度収支決算報告書	60
III 平成20年度日本私立歯科大学協会事業計画	67
IV 平成20年度日本私立歯科大学協会収支予算	71
V 会員の異動状況および会員名簿	72
VI 資料	
1. 私立歯科大学・歯学部募集人員の推移	74
2. 平成19年度入試結果	75
3. 平成20年度私立歯科大学・歯学部入学者選抜実施計画表	76
4. 私立歯科大学・歯学部学費一覧	77
5. 平成20年度入試結果 (中間状況)	78

I 事業報告

1. 個別事項

(1) 歯科医師需給問題について

1. 文部科学省は、平成 19 年 1 月 30 日に「国公立大学歯学部長会議」を開催。
2. 文部科学省は、同年 2 月～3 月、歯科医師需給問題に対応するため、各大学へのヒアリングを目的に「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」を実施。
3. 平成 19 年度第 1 回理事会（H19.5.25）において、安井専務理事より、前記「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」の状況について各大学から情報提供いただいた内容を取りまとめた資料（別記 1）を説明後、本協会の対応について意見交換が行われた。
4. 平成 19 年 11 月 15 日 「歯科保健医療の充実に向けて（自由民主党社会保障制度調査会医療委員会歯科診療に関するプロジェクトチーム 中間とりまとめ）」が公表された。
（別記 2）
5. 平成 19 年度第 4 回理事会（H19.11.27）において、前記「歯科保健医療の充実に向けて（自由民主党社会保障制度調査会医療委員会歯科診療に関するプロジェクトチーム 中間とりまとめ）」における、① 歯科医師国家試験の合格基準引き上げ、② 入学定員の 10%削減、③ 歯科大学・歯学部の再編・統合等について意見交換が行われ、文部科学省主催の「平成 19 年度国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議（H20.1.29）」の状況等を踏まえ協議することとした。
6. 文部科学省は、平成 20 年 1 月 29 日に「平成 19 年度国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議」を開催。
7. 平成 19 年度第 5 回理事会（H20.2.27）において、小出監事から「現在当協会が自主規制により実施している募集人員削減の前提条件の一つとしてあげられている高齢歯科医の保険医辞退」についての経緯説明後、瀬戸理事から資料「予測モデル作成方法」によるシミュレーションの結果について詳細説明後、意見交換が行われ、今後は理事会および専務理事の下に設置する歯科医師需給問題に関する検討委員会でこの問題を検討していくこととした。

別記 1

文部科学省「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」のまとめ

1. 経緯：

平成 19 年 1 月 30 日に開催された文部科学省の全国歯科大学学長・歯学部長会議において、高等教育局医学教育課から各大学に対して個別に話を聞きたいとの申し出があった。同年 2 月から 3 月末までに新潟大学歯学部と徳島大学歯学部を除く 27 国公立大学が意見交換を行った。意見交換会の名称は「歯学部定員の在り方に関する意見交換会」であった。

（社）日本私立歯科大学協会は、事前に会長と専務が担当官と面談し「本協会加盟各校との面談においては、内容的には意見交換とし、具体的な定員の削減に関する等、いわゆるセカンドステージにかかる内容は協会として対応する」旨の申し出を行った。

そのため、協会として各加盟大学から意見交換会の内容を提出頂いたうえで総括し、次のセカンドステージへの対策を図ることとした。

2. 意見内容：文部科学省からの主たる質問

事前提出内容である「定員削減に対する考え方」「入学定員削減に関する方針」「削減した場合の影響」「削減に向けての検討課題」「その他歯科医学教育等に関する意見等」については省略。各大学から文科省に向けての要望も省略。

- (1) 教育理念・教育目標
- (2) 歯科医師国家試験の状況
- (3) 学生出身地
- (4) 医師・歯科医師子弟割合
- (5) 女子学生比率
- (6) 学年別在籍者数
- (7) 留年
- (8) 共用試験の成果・利用方法
- (9) 歯科医師臨床研修
- (10) F D
- (11) 付属病院患者数
- (12) 地域歯科医師の過不足
- (13) 歯科医師会の意見
- (14) 卒業生の意見
- (15) 入学定員を減らすことは可能か
- (16) 歯科医師数削減に対する国家試験と入学定員との関係

その他、個別事項

歯科保健医療の充実にに向けて

自由民主党社会保障制度調査会医療委員会

歯科診療に関するプロジェクトチーム 中間とりまとめ

平成19年11月15日

はじめに

本格的な少子高齢社会を迎え、健康で豊かな生活を営む上で、歯の健康は、一層重要となっている。他方、歯科医療を取り巻く環境は、たいへん厳しくなっており、良質で、安全・安心の歯科医療を提供するためには、歯科保健医療の充実と歯科医師の資質向上が必要である。

歯科PTにおいては、これまで、歯科保健医療の現状と諸課題について、4回の議論を重ねてきたが、今後、取り組むべき項目について、下記のとおりとりまとめた。

I 適切な診療報酬改定等の実現

国民が安心して納得できる歯科医療を享受できるよう、質の高い歯科医療サービスをより効率的かつ適切に提供することは重要である。

しかしながら、平成18年度の歯科医療費は、実質で前年度比マイナス3.9%となり、歯科医療機関の環境を整備することが喫緊の課題である。このため、今回の診療報酬改定において改善を図るとともに、特に、下記の項目について、重点的に対応すべきである。

(1) 歯科医療に関する技術の進展や、保険医療における歯科の

努める。

(4) なお、平成18年度から必修化された歯科医師臨床研修については、歯科医師の資質向上に大きく寄与するものであり、需給対策との関連も含め、制度の見直し、充実に向けて検討を行う。また、歯科医師の活動分野について医師との役割分担の在り方も含め検討する。

III 8020運動等 歯科保健対策の推進

8020運動は、国民に広く浸透し、8020達成者の増加等、大きな成果を上げている。全身の健康の維持・増進の点からも、下記の歯科保健対策を進めていく必要がある。

(1) 8020運動推進特別事業は、地域における保健対策推進の中核的役割を担っており、地域の保健医療関係者からも高く評価されており、今後とも継続して実施する。

(2) さらに、食育や、生活習慣病対策との連携を進める観点から新健康フロンティア戦略における「歯の健康力」を推進する。

また、後期高齢者等への在宅医療・介護への対応を進めるため、これに対応できる歯科医師等を養成する。

位置づけの重要性を踏まえ、診療報酬等の面からも適正な技術評価を行うべきである。

(2) 後期高齢者の歯科医療については、在宅患者の治療と継続的な口腔管理を重点的に評価すべきである。

(3) 歯科医療機関が患者に提供する診療情報については、診療報酬上の算定要件を見直し、症状に変化がない場合や指導方法に変更がない場合には不要とするなど、真に有効で必要と考えられる場合に提供するものとし、文書提供に伴う歯科医療機関の事務負担を軽減すべきである。

II 歯科医師の資質向上と需給対策

歯科医師の需給対策については、平成18年の文部科学・厚生労働両大臣による確認書を踏まえ、新規参入の削減に向け下記の取組が必要である。

(1) 本来、新規参入歯科医師の削減は歯科大学・歯学部の新入定員の削減により行うべきであり、まず、平成10年の歯科医師の需給に関する検討会報告書（厚生省）等における目標である10%の削減を早期に実施する。

(2) これに併せて、歯科医師の資質向上の観点からも、歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

(3) 歯科医療をとりまく状況に対応し、改めて政府において歯科医師の適正な需給を示した上で、歯科大学・歯学部の再編・統合を含め、さらなる新規参入歯科医師の大幅な削減対策に

開催の経緯

第1回 3月7日 議題：歯科保健医療の現状と課題

第2回 3月23日 議題：歯科医療の現状

第3回 5月16日 議題：高齢者歯科医療について

第4回 6月14日 議題：口腔管理と介護予防そして後期高齢者医療の展開について

第5回 11月15日 議題：中間とりまとめ（案）について

(2) 歯科医師国家試験について

1. 平成 19 年度第 1 回理事会 (H19. 5. 25) において、安井専務理事より、第 100 回歯科医師国家試験の結果について厚生労働省公表資料に基づき説明後、意見交換が行われた。
2. 平成 19 年度第 3 回理事会 (H19. 9. 27) において、金子副会長より、厚生労働省の「歯科医師国家試験制度改善検討部会」の検討状況等について説明後、意見交換が行われた。
3. 平成 19 年 12 月 26 日 厚生労働省は、「歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書」を公表。(別記 3)
4. 平成 20 年 2 月 9 日～10 日 「第 101 回歯科医師国家試験」実施
5. 平成 19 年度第 5 回理事会 (H20. 2. 27) において、安井専務理事より、前記「歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書」および「第 101 回歯科医師国家試験事後アンケート回答についての概要」(別記 4) を説明後、意見交換が行われ、今後これらについて教育・研究部会で検討することが了承された。

別記 3

歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書

平成 19 年 12 月 26 日

I はじめに

(1) 背景と経緯

近年の我が国における保健・医療・福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、大きな変革の時を迎えており、国民はより安全で良質な歯科医療の提供を求めている。

このような状況の中で、歯科医師の臨床研修¹⁾の必修化や、歯学教育モデル・コア・カリキュラム²⁾及び共用試験³⁾が大学歯学部・歯科大学において本格的に導入される等、歯科医師の資質向上に向けた様々な取り組みがなされている。

さらに、平成 18 年には、文部科学・厚生労働両大臣による「歯科医師養成数の削減等に関する確認書」及び「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書」において、歯科医師の資質向上を図る観点から、歯科医師国家試験の合格基準の引き上げについて提言されたところである。

歯科医師国家試験は、昭和 22 年に第 1 回が実施されてから、歯科保健・医療及び歯学教育を取り巻く環境の変化に合わせて改善が行われてきたが、昭和 57 年の歯科医師国家試験制度改善検討委員会(以下「委員会」という。)設置以降は、概ね 4 年に 1 度改善を行っている。また、同年の委員会報告において、より一層均質な試験問題を作成するために歯科医師国家試験出題基準⁴⁾(以下「出題基準」という。)の必要性が提言されたことを受けて、昭和 60 年に出題基準を作成し、以降 5 回にわたり改定作業を行ってきたところである。

(2) 歯科医師国家試験に対する基本的な考え方

歯科保健水準が向上し、歯科医療技術が急速に進歩する中で、歯学教育を取り巻く環境は大きな変革を迎えており、歯科医師国家試験は、将来の歯科保健・医療を見据え、歯科医師の資質向上の観点に立脚した改善が必要である。

また、出題基準の改定に際しては、卒前教育、歯科医師国家試験及び卒後臨床研修の一連の整合性を考慮した検討が必要である。

出題基準は、概ね 4 年に 1 度改定を行っているが、急速な少子高齢化の進展、疾病構造の変化に速やかに対応するために、内容の充実と出題基準の実効的な運用が必要である。

出題形式等については、客観式選択形式が運用されてから 30 年余りが経過して定着したが、いわゆる受験技術で対応し得る画一化された問題の出題が懸念されており、受験者の知能及び臨床能力をより適切に評価するという観点から、現行の出題形式等のあり方を見直す必要がある。

また、合格基準については、これまでの合格基準の方針を踏まえつつも、国民の期待に十分応え得る高い資質を具有しているか否かを、より適切かつ厳正に評価し得るものでなければならぬ。

II. 改善すべき事項

(1) 出題基準

＜大・中・小項目の位置付け＞

出題範囲を詳細に限定することによる出題の画一化が懸念されることから、大・中項目については、近接あるいは重複している項目を包括し、小項目は「必修の基本的事項」を除き、必要最小限に整理すべきである。

＜ブループリント＞

各領域の出題割合を明示するブループリントをより詳細にするとともに、その設計に際しては、臨床で経験する頻度の高低を考慮すべきである。

＜基礎領域の位置付け＞

基礎領域については、臨床との関連性を踏まえた内容となるよう具体的な出題方法を検討すべきである。特に、「歯科材料・生体材料」については、臨床の各領域に関連する問題が出題されるよう領域の位置付けの見直しを検討すべきである。

＜社会的課題への対応＞

少子高齢化の進展や疾病構造等の変化を踏まえ、口腔と全身との関わりや高齢者・全身疾患を有する者等への対応、歯科疾患の予防管理等について内容を充実し、また、遠近の社会保障制度等に関する内容についても出題範囲に含める等、出題基準の柔軟な運用を図るべきである。

なお、これらの内容が適切に出題されるよう、試験委員会の構成を検討すべきである。

(2) 出題方法等

＜出題総数等＞

出題総数は現行の36問を維持するが、必修問題数は「必修の基本的事項」を重視する観点から出題総数の2割程度に増加し、一般問題数を減少させるべきである。

＜一般問題と臨床実地問題の評価方法＞

一般問題と臨床実地問題については、同一の領域に関する出題であっても、解答に至る思考過程が異なることから各々で評価されているが、歯科医学・歯科保健医療における各領域の知識・臨床能力をより適切に評価するとともに、臨床能力をより重視する観点から、下記のとおりに改めるべきである。

- ① 一般問題と臨床実地問題は、歯科医学・歯科保健医療における領域を基本とし、包括して評価する。
- ② 合格率の乱下を防ぐ観点から、上記①の領域は、新たな出題基準で定める領域を基に、内容が近接した領域を統合して評価する。なお、その評価は、新卒受験者の得点分布を踏まえた厳正な相対基準を採用する。
- ③ 臨床能力を評価する臨床実地問題は、一般問題に比べて問題解決能力を要することから、より配点に重みを置く。

＜必修問題の評価方法＞

必修問題については、歯科医師として具有すべき基本的な最低限度の知識・臨床能力に到達しているかを評価する目的で出題されており、合格基準は現行の基準を基本とし、絶対基準で評価すべきである。

＜禁忌肢の評価方法＞

禁忌肢については、患者に対して重大な傷害を与える危険性のある内容、法律に抵触する内容及び倫理的に誤った解答をする受験者を識別する目的で出題されており、一定の役割を果たしていることを踏まえ、引き続き合格基準として運用するが、偏激的な要素で不合格とならないよう配慮すべきである。

III. 今後検討すべき事項

(1) 技術能力の評価

卒業臨床研修に臨む受験者の臨床能力については、現在、臨床実地問題で評価されているが、現行の問題では、技術能力を十分に評価できないとの意見がある。そこで短期的には、臨床能力をより適切に評価し、臨床実習の成果を反映する臨床実地問題の出題のあり方を検討すべきである。また、中長期的には、技術能力評価試験について、試験の公平性及び評価方法等の課題を整理しつつ、引き続き検討していくことが望ましい。

＜出題形式＞

出題形式については、受験者の知識・臨床能力をより適切に評価していく観点から5肢択一・択二形式にとらわれない、例えば、下記の出題形式を導入すべきである。

- ① 単純な知識の想起によって解答できる問題に対しては、正解肢数を指定せずに選択させる形式
- ② 医薬品の処方(用法・用量等)や検査値等、数値を解答させる問題に対しては、非選択形式
- ③ 単に診断名や治療方法名等を解答させる問題に対しては、領域ごとの一元的な選択肢(共通の選択肢群)から選択させる形式

＜臨床実地問題＞

臨床実地問題は、実地試験に代わって昭和58年から導入されているが、卒業臨床研修を円滑に実施するためにも、より適切に臨床能力を評価することが求められている。このことから、臨床での問題解決能力をできる限り評価する内容となるよう、出題形式の見直し等を含め、出題のあり方を検討すべきである。

(3) プール制

良質な試験問題を一定数確保する観点から、引き続きプール制を推進するとともに、プール問題の質を向上させるための体制をさらに充実すべきである。

また、引き続き良質な既出問題と高い評価を得た公募問題をプール問題と位置付け、それらの出題割合の段階的な増加を図るため、良質な問題を早期かつ効率的に収集できるように、公募方法やプール問題に関するデータの取扱いについて検討すべきである。

(4) 合格基準

＜改善の方針＞

現在の合格基準は、必修問題、一般問題並びに臨床実地問題の出題区分に応じた標準、禁忌肢回避率及び領域別基準点という、複数の基準から構成されている。

なお、必修問題は絶対基準で、一般問題と臨床実地問題は各々平均点と標準偏差を用いた相対基準で評価されており、相対基準の評価は、新卒受験者と既卒受験者の得点分布(成績)が大きく異なっていること、また、受験者の得点分布が低い方向に長い裾を呈していることが考慮されている。

合格基準の基本的な考え方については、国民の期待に十分応え得るために、歯科医師のさらなる資質向上を促す方向で、より適切かつ合理的な基準に改善すべきである。その基準は、新卒受験者の知識・臨床能力等の水準を基本としつつ、新卒受験者間でも知識・臨床能力に大きな差が認められていることに留意すべきである。

(2) 試験の評価

その年々の試験については、合格率や正解率等のデータを用いて評価されており、その多くは受験者全体を基本としたデータである。そのため、既卒受験者の出題割合が大きく増加すると、問題の正解率や合格率が低下することが予想され、長期的には合格率等が試験の難易度等を正しく反映したものでなくなることから、大学歯学部・歯科大学関係者等の意見も取り入れつつ、試験の評価方法を検討していくことが望ましい。

(3) 多数回受験者への対応

多数回受験者については、卒業から年月が経過するほど合格率が低下する傾向がみられ、歯科医師としての資力が欠落していくことが考慮されることから、より適切かつ合理的な合格基準の運用後、合格者数等の推移を踏まえた上で、受験回数制限について検討していくことが望ましい。

(4) その他

近年、歯科保健・医療分野におけるグローバル化が求められている中で、少なくとも、歯科保健・医療分野で必要とされる英語等の外国語によるコミュニケーション能力を習得しておくことも必要であり、これを考慮した試験のあり方について中長期的に検討していくことが望ましい。

IV. おわりに

本改善検討部会では、歯科医師を取り巻く近年の社会的状況に鑑み、歯科医師の資質向上に向けて、歯科医師国家試験の改善について検討を行ってきたところである。歯科医師国家試験の実施方法は、あらかじめ医道審議会歯科医師分科会の意見を踏まえて決定されているところであり、これらの改善事項については、分科会の意見及び出題基準の改定状況を踏まえつつ、平成22年(第103回)試験までの運用を目指して改善すべきである。

また、大学歯学部・歯科大学においては、入学時、在学中及び卒業時ににおける各段階で、歯科医師として具有すべき資質をより適切に評価していくことが重要であり、これらの資質が欠如・欠落している者に対しては、可能な限り早期に進路変更を勧める等、本人の自覚を促すことがこれまで以上に必要とされる。

なお、歯科医師国家試験は、今後とも卒前教育、卒業臨床研修及び生涯教育との連携を図りつつ、歯科医師の資質向上を目指し、長期に視野に立って改善のための努力を継続すべきである。

歯科医師国家試験制度改善検討部会委員

- * 1 臨床研修
診療に従事しようとする歯科医師に対する1年以上の研修。平成15年4月に必修化された。
- * 2 歯学教育モデル・コア・カリキュラム
歯学部が卒業までに最低限履修すべき学習内容を定めたもの。平成15年策定。
- * 3 共用試験
臨床実習開始前の学習の態度、技能、知識を評価するための試験。コンピュータを活用した試験による知識の評価(ＣＢＴ)と、実技試験による診療技能や態度の評価(ＯＳＣＥ)により行われている。
- * 4 歯科医師国家試験出題基準
歯科医師国家試験の「妥当な範囲」と「適切なレベル」とを項目によって整理したもので、試験委員が出題に資して活用する基準。

石橋 寛二	岩手医科大学歯学部教授
○江藤 一洋	東京医科歯科大学名誉教授
金子 謙	東京歯科大学長
川添 義彬	大阪歯科大学長
古谷野 淳	九州大学大学院歯学研究科教授
佐藤 田鶴子	日本歯科大学教授
須田 英明	東京医科歯科大学大学院歯医学総合研究科教授
高田 健治	大阪大学大学院歯学研究科教授
丹沢 秀樹	千葉大学医学部附属病院歯科・顎・口腔外科科長・教授
箱崎 守男	日本歯科医師会副会長
橋本 修二	藤田保健衛生大学医学部教授
久光 久	昭和大学歯学部教授
福田 仁一	九州歯科大学長
山田 好秋	新潟大学大学院歯医学総合研究科教授
三浦 公明	文部科学省高等教育局医学教育課長（オブザーバー）

○は部会長（五十音順、敬称略）



別記 4

第101回歯科医師国家試験事後アンケート回答についての概要

< A大学 >

必修問題

今回の第101回歯科医師国家試験の必修問題では、全体での正答率が80%後半に達するものと予想され、必修問題に相応しい良問が多かったように思います。必修問題の正答率は年度によってかなりのバラツキがあり、特に前回の必修問題の正答率は80%前半であり、多くの受験生が必修問題のみで不合格になったと聞いております。また、前回の国家試験では7問の問題が部分的な削除問題（不正確な場合のみ削除として扱う）として取り扱われ、理論上は15問不正解でも合格となる可能性がありました。今後必修問題の難易度に年度ごとのバラツキが生じるようでしたら、必修問題にも相対評価を導入することを検討する必要があるかと思えます。

また、受験生の立場から言いますと、必修問題がどの問題であるかが表示されていた方がよいように思います。

一般問題

- 以下に一般問題として、適切でない指摘されたものを示します。
- A-37：口腔前癌病変を問う問題で、正答はEで問題はないのですが、第93回国家試験E-48の問題でPlummer-Vinson症候群において前癌病変になりやすいことを選ぶ問題が出題されており、Cも正解として選べるものと考えます。
- A-57：感染によって増加する血清タンパク質を問う問題で正答はEですが、内科の領域では、急性炎症ではα1グロブリンとα2グロブリンが、慢性炎症ではγグロブリンが増加するとされており、複数回答の可能性あります。

臨床実地問題

実際に臨床実習を経験しないと分からない治療手順や診断の根拠に関する問題が増えていることは評価できます。しかし、卒前教育の範囲を超えた難易度の高い問題も散見されます。

< B大学 >

1. 合格基準について

歯科医師国家試験は資格試験である。この3年間の歯科医師国家試験の合格基準をみると、第98回では一般問題が64.5%、臨床実地問題が66.0%、第99回では一般問題が69.9%、臨床実地問題が70.4%、第100回では一般問題が64.1%、臨床実地問題が57.7%であり、資格試験である歯科医師国家試験において受験する年度によってこのように大きな差が生じること自体、公平性を欠くものであり、問題の難易度を適正化し絶対的評価とすべきである。相対的評価とする場合においても、基準を明確にし公表するとともに適正に運用すべきである。

禁忌肢問題は受験生に恐怖心を与えるだけであり、平常心で受験できない同問題は資格試験である歯科医師国家試験には不適である。

2. 出題形式について

第99回および第100回歯科医師国家試験では必修問題50問がA問題の前半に固まっていたが、今年度はA問題とB問題に分散されていた。また一般問題においても今年度は基礎系の問題と臨床系の問題がA問題とB問題に分散しアトランダムに出題されていた。さらに臨床実地問題でも今年度は昨年までのように発育異常、歯・歯髄、咀嚼障害、咬合異常、顎・口腔といった領域で分けられることなくアトランダムに出題されていた。このように受験年度によって出題形式が異なることは、いたずらに受験生を混乱させるものであり統一を図るとともに変更する場合には事前に通達すべきである。

< C大学 >

歯科医師国家試験の分析については、毎年試験終了後、受験した学生を集め、自己採点を行い、成績分布、問題の領域等について行っているところである。

第101回歯科医師国家試験の成績結果が発表されていなかったので、詳細はわかりませんが、本学学生による自己採点の分析から、出題分野毎の難易度に本年もバラつきがあった様に思われます。また、合格基準点が第100回と第99回とでは、臨床実地問題では、約13点、一般問題では約6点の差異があることから問題の難易度についても検討の余地があるものと考えます。

各大学は、歯学教育モデルコアカリキュラムを基本に学生教育を行っており、学生は共用試験CBT・OSCEを経て国家試験を受験します。共用試験と国家試験の整合性を図る必要があると考えます。

歯科医師国家試験は、資格試験であることから相対評価の方法を用いることは、歯科医師を志す学生のモチベーションを下げるだけでなく、歯科医学の将来にとってマイナスとなることは議論の余地はないと考えます。また、合格者の人数調整が行われているのではないかと意見も出ています。国の施策として歯科大学・歯学部を新設して歯科医師を増やしてきた経緯からも、関係各所のコンセンサスを得た上で新規参入歯科医師数については改めて議論する必要があると考えます。

< D大学 >

一昨年の12月に厚生労働省医政局歯科保健課から「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会中間報告書（概要）」が公表されました。その内容は「新規参入歯科医師数を約1,200人程度とする必要がある。この人数は、平成18年度の歯学部の新入生2,667人、平成18年の国家試験合格者数2,673人のいずれに対しても45%に相当する。」（原文）という衝撃的な一文が含まれ、文部科学大臣と厚生労働大臣との連名による同年8月31日付「確認書」で示された二項目、すなわち1) 歯学部定員の削減、2) 歯科医師国家試験合格基準の引き上げ、を肯定するものでした。

この具体的な数値を挙げた指針については、情熱と期待をもって日々学習に務める全国の歯学部生のみならず、国民の期待に応える優れた歯科医師の育成に心血を注ぐ歯科大学・大学歯学部にとっては、素直に納得致しかねる“流れ”であることに異論はないと考えます。

また、この報告書では、“横ばい傾向にある患者総数と歯科医師数の増加に基づく歯科医師過剰感の増大は、専門職としての魅力を低下させ、さらには歯学部入学者の質の低下、臨床実習・臨床研修における患者確保の困難さ、未熟な歯科医師の開業等を引き起こし、その結果として、歯科医療に対する患者の満足度が低下する。”という予測的見解を述べ、これら問題の改善方法として、“歯学部定員の削減と国試合格基準の引き上げは必要であり、国民が望む歯科医師の資質向上に寄与する。”としています。

しかし、歯科医師の資質向上に際し、歯学部への入学志望者と卒業生を対象とする方略のみによって図ることは、“国民への医療の質の担保”を謳っているながら、その妥当性・公平性・客観性の点で、明らかに適正とはいえません。

以上より、“国民の期待に応える歯科医師に必要な基本的能力”に対する総括的評価である歯科医師国家試験は、到達目標（合否レベル）が明確化された、厳然たる資格獲得試験であるべきであり、合格発表後でなければ「到達目標が確定しない」という現状は、次世代の歯科医師を担ってゆく人材評価法としては不当と考えます。

また、国民が願う“質の担保された歯科医師養成”のためにも、厚生労働省は必修問題・禁忌肢・領域における基準点等を開示し、卒前教育の改善・向上を促す責務があると考えます。

＜E大学＞	
資格試験としての観点からすると、問題として不適切と考えられるものが多くあり、とくに以下の5問は削除すべきである。	
A 43：	最近の研究で明らかになったことであり、教科書に記載されておらず国家試験問題としては不適切である。
A127：	歯科の臨床的事項を理解するのに必要な内容の範囲を超えており、国家試験問題としてマニアック過ぎる。また、基底線条自体は水の再吸収をせず、不適切である。
B112：	技術としてのろう付けではなく、ろう付け用合金の金属組織を問っており、出題基準の範囲を超えたマニアックな問題である。また、金属組織は性質とはいえない。
C 16：	Frankel 装置は卒業レベルといえる。同様な症例をクワドヘリックスと切歯斜面板との組合せで治療している現状もある。国家試験問題としては不適切である。
D 15：	a が本来の目的であり、他のものは写真から明確とはいえず、国家試験問題として不適切である。

3

験である”、旨の主張をし続けてこられました。ところが、本協会の主張は今日まで厚生労働省に省みられることなく、経過してまいりました。そして、今また平成 18 年度における文部科学大臣および厚生労働大臣による確認書ならびに日本歯科医師会からの歯科医師需給に対する要請を根拠として、さらなる歯科大学・歯学部への定員削減の動きも加わって大学へのなお一層の締め付けとなっており、後者に関しても、本協会は私学経営上から到底受け入れられないものであるとし、国立大学から率先して大幅な定員削減をすべきとの主張をしてこられました。

このように、大学への入口、そして出口の両方での国家管理ともいえるやり方については、これまでに歯学教育を担ってきた貴重な実績に基づき引き継いで堂々と主張していただくく存じます。すなわち、我が国における歯科医師養成について、その 70% 以上を私立歯科大学・歯学部が貢献してきた結果はきわめて大きく、重たいものがあります。そのような実績にもかかわらず、今考えられている国の 2 大施策はこれまでの私学がそれぞれの建学の精神に基づいて進めてきた、血のにじむような努力を踏みにじる行為であるといえます。断固としてひるむことなく、従来からの主張を粘り強く展開していただきたいものと存じております。本協会は、折角に社団法人格を有している点も含めて最大限に活用していただきたいと思います。

今、日本における大学への進学状況が大きく曲がり角にきていて、18 歳人口の減少による影響で大学全入時代となっております。各私立歯科大学・歯学部はこの難局に対してそれぞれ必死で立ち向かっている最中であり、一方で、歯科医師国家試験についてもそのあるべき姿を是非に追求して下さるよう、重ねてお願い申し上げます。

＜I 大学＞	
歯科医師国家試験のあり方についての意見	
○	資格試験であるにもかかわらず年度により合格率が異なるのは恣意的なものを感じる。試験問題の標準的なレベルと合格ラインが示されるべきである。
○	歯科医師数を国家試験の合格数でコントロールしようとするのは、受験者や教育担当者にとって非常に酷である。文部科学省と厚生労働省の担当者が連携をとり入学定員等を見直すべきである。
○	歯科医師国家試験は、資格試験である。すなわち歯科医師免許取得に値する能力を有するか否かを判定するのが本国家試験であり、判定には当然のことながらある一定レベルの基準が存在することになる。年度により受験者には能力レベルの差が存在するわけで、従って、毎年合格率は増減するはずである。しかし、毎年の合格率がほぼ一定というのは、明らかに判定基準に意図的変更がなされていることを意味しており不当行為である。さらに歯科医師国家試験の合格者を減少させることは、歯科医師の職業としての魅力を減衰させるものであり、むしろ逆に歯科医師の質の低下を招くことになる。一日でも早く適正な国家試験を実施されることを切望する。

5

＜F 大学＞	
資格試験である歯科医師国家試験が、これまでと同様に恣意的な相対評価の試験で行われ、6 年間の歯学教育の成果が否定されるようなことは、決してあってはならないことであると強く懸念を抱くと同時に、相対評価による合格基準の変動に伴い、歯学教育の最終仕上げの重要な時期が、国家試験対策の名のもと、学生への過度な負担を強いている現状は看過できないと考え、早期に是正されることを望む。	
私立歯科大学としての教育責任上からも歯科医師国家試験の合否基準を事前に明示されること、並びに歯科医師国家試験が歯科医師需給調整に利用されないことを引き続き強く求めるものである。	

＜G 大学＞	
1.	歯科医師国家試験は、本来、資格試験であるので、相対評価でなく、一定の水準に到達していれば合格とすべきである。そのため、事前に合格点は公表すべきである。相対評価は受験生にとって大きなストレスになる。
2.	問題数を多くすべきである。 年々、履修すべき歯科医学知識が増えているにも係らず、国家試験の問題数が毎年同じなのは疑問がある。たまたま、勉強したところが、出題された人が合格する可能性がある。また、反対の場合も考えられる。問題数を多くすればこのようなことはおきない。
3.	歯科医師数の調整を国家試験で行うのは適切でない。入学定員の削減などで調整すべきである。しかし、入学定員で調整をすると、大学の経営にひびくので、入学定員を削減した大学には、ある一定期間、国に補助金をだすように要請する。
4.	歯科医師会主導で歯科医師数の削減を考慮しているが、そうであれば現存の歯科医師数についても、削減の方法を考慮すべきである。歯科医師の保険医辞退の年齢を設けるなどについて考えるべきである。
5.	今回、臨床実地試験が科目毎に出題されず、バラバラであり学生がとまどった。
6.	問題の中に、解答に苦慮するものが散見された。国家試験レベルでは難問であり、不適当な問題もあった。
7.	試験問題の中に占める微生物学の問題が少ない。

＜H 大学＞	
そもそもこの試験制度は、歯科医師たる資格を得るための資格試験として長らく位置づけられてまいりました。それが近年になって選抜試験化へと変質しつつありますのは誠に残念なことであり、これが各方面への影響は計り知れないものがあるものと存じております。すなわち、歯科大学・歯学部における教育指導を歪めるばかりか、歯学教育の仕上げの部分である臨床実習へも影を落としてきているといえます。	
その点に関して、本協会では長年にわたって諸先輩によって、“本試験制度は資格試	

4

第 101 回歯科医師国家試験問題についての意見

- 解答に疑問がでるような不適切な問題が見受けられると同時に、問題にブラッシュアップがされていないような問題が出題されている。出題担当者は出題にあたり充分な配慮が望まれる。
- 一般的な用語でない解剖学的名称などや日本語表記と英語表記のばらつきが目立ちブラッシュアップ不足の問題が見受けられた。
- 問題の出題順序が統一されておらず、受験者を困惑させていると思われる。出題分野（領域）ごとにまとめて出題すべきである。
- 臨床領域問題では、臨床的にはほとんど行われなような治療法が選択肢の正答になっているのが見受けられた。現実とは乖離した試験のための試験問題であり、改善が望まれる。
- 正答率の高い問題は除外するという噂があるが、歯科医師として必要な事項の確認として出題しているので、正答率が高くても評価すべきである。
- 受験者を困惑させたり、正解率を引き下げるために意識的に作成された選択肢を有する問題が見受けられた。この傾向は一般問題、臨床実地問題にみられた。本来、資格試験である歯科医師国家試験に、このような傾向が強まることは好ましくないと考える。歯科医師国家試験としては受験者に First Choice を問う問題内容であるべきと考える。

以上

6

(3) 歯科医師臨床研修について

1. 平成 19 年度第 1 回理事会 (H19.5.25) において、

- ①検討事案「歯科医師臨床研修事業に係わる歳入歳出予算書・決算書（見込書）抄本の記載項目」について資料により東理病院部会長・金子経営部会長からの説明と意見交換後、今後の対応等が協議され、中原会長から補助金の増額および対象経費の是正要求には「数字による資料」が求められるので、

- 各大学から都道府県知事に提出済の「平成 18 年度歯科医師臨床研修事業に係る歳入歳出決算書」のコピーを事務局まで送付いただきたいこと

- これをもとに平成 19 年 6 月 27 日開催の病院部会・経営部会で検討・協議すること

- 要求の内容、日程等については、病院部会・経営部会に一任すること

との発言があり、了承された。

- ②歯科医師臨床研修のマッチングについて、中原会長より「マッチング協議会運営委員会」の概要（施設から手数料として新規に 1 人あたり 3,150 円を徴収すること）が報告された。

- ③東理病院部会長より、「歯科医師臨床研修（平成 9 年度～平成 17 年度）に関する調査」について、協力を依頼した。

（調査依頼および調査結果については、別記 5、別記 6 参照）

2. 平成 19 年度第 2 回理事会 (H19.6.27) において、東理病院部会長より

- ①「平成 18 年度歯科医師臨床研修事業に係る歳入歳出決算書抄本」に関して各大学の状況について資料により説明があり、今後の対応等が協議され、抄本の「収入の部」ならびに「支出の部」の記載項目について、経営部会と共に検討することを了承した。

- ②平成 20 年度・歯科医師臨床研修管理型施設における臨床研修参加希望者のための面接・説明会等の予定表を作成することとして、7 月上旬を目途に協会事務局にて取りまとめる。旨の報告があり、了承した。（取りまとめた同予定表は、別記 7 参照）

- ③平成 19 年度 全国歯科大学・歯学部附属病院長会議（7 月 13 日・鶴見大学）における本協会病院部会からの話題提供について、

- 「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン（2002 年 7 月・厚生労働省通達）の再確認

- 歯科医師臨床研修指導歯科医の保険医取り消し処分に関する手続き等についての報告を日本歯科大学附属病院 住友雅人病院長に依頼したとの報告があり、了承した。

3. 平成 19 年度第 3 回理事会（H19.9.27）において、東理病院部会長より

①平成 19 年度途中で、「臨床研修の実施に関する必要な施設」としての要件に適合しなくなった事例（4 件）

②平成 19 年度修了登録証交付状況

③第 4 回歯科医師臨床研修推進検討会（厚生労働省）の開催（H19.10.2）

について報告・説明があり、了承した。

4. 平成 19 年度第 4 回理事会（H19.5.25）において、東理病院部会長より「平成 19 年度臨床研修費等補助金（歯科医師）交付申請書（案）について（依頼）」＝各都道府県歯科医師臨床研修費補助事業担当者宛の平成 19 年 11 月 15 日付厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡（別記 8）についての説明、および ① 基準額における厚生労働大臣が必要と認めた額、② 実地調査、③ 臨床研修受入状況調査についての状況報告等があり、了承した。

5. 平成 19 年度第 5 回理事会（H20.2.27）において、東理病院部会長より、臨床研修費等補助金（歯科医師）について（別記 9）説明があり、了承した。

別記 5

平成19年5月18日

病院部会員 宛送付

社団法人 日本私立歯科大学協会
病院部会長 東 理 十三雄

歯科医師臨床研修に関する調査について（お願い）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年度から歯科医師臨床研修が必修化され、各大学とも多くの問題や課題を抱え、同制度運営にご腐心されていることと拝察いたします。

このたび病院部会長として、「歯科医師臨床研修の必修化への対応」というテーマで協会設立30周年記念誌への寄稿の依頼を受け、改めて同制度の経緯や概要等について調べ、整理しておりましたところ、いわゆる努力義務規定により臨床研修を実施しておりました平成9年度から平成17年度までの臨床研修歯科医数等の実績については、厚生労働省および関係機関に照会をいたしましたが、記録がなく、データが得られませんでした。

そこで、歯科医師臨床研修制度に対する私立歯科大学・歯学部の協力の実績を明確に記録に残しておくため、標記調査にご協力いただきたく、お願い申し上げます。

学務ご繁忙の折、まことに恐縮に存じますが、別紙調査票にご記入のうえ、6月4日（月）までに協会事務局へFAXにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬 白

社団法人 日本私立歯科大学協会
事 務 局

TEL 03-3265-9068

FAX 03-3265-9069

別記 6

歯科医師臨床研修(平成9年度～平成17年度)に関する調査(集計結果)

平成9年度から平成17年度まで、当時の歯科医師法第16条の2の努力義務規定により臨床研修を行い、第16条の3の第1項の規定により厚生労働大臣に報告した人数は次の通りです。

大 学 名	平 成 9 年度	平 成 10年度	平 成 11年度	平 成 12年度	平 成 13年度	平 成 14年度	平 成 15年度	平 成 16年度	平 成 17年度	(人) 計
北海道医療大学歯学部	13	17	26	11	14	15	22	16	20	154
岩手医科大学歯学部	24	20	17	21	37	27	21	25	24	216
奥羽大学歯学部	28	26	17	20	33	18	38	26	32	238
明海大学歯学部	20	18	28	28	43	33	33	28	32	263
東京歯科大学	60	70	70	58	75	59	69	76	56	593
昭和大学歯学部	41	46	49	34	52	29	40	40	36	367
日本大学歯学部	58	61	59	51	67	56	54	41	56	503
日本大学松戸歯学部	50	42	40	39	53	38	38	43	36	379
日本歯科大学生命歯学部	51	68	80	67	98	64	96	53	50	627
日本歯科大学新潟生命歯学部	21	28	23	20	44	20	29	22	15	222
神奈川歯科大学	13	18	32	16	35	29	30	24	30	227
鶴見大学歯学部	80	70	50	61	88	61	78	54	75	617
松本歯科大学	29	32	24	24	40	55	28	18	29	279
朝日大学歯学部	18	29	28	18	28	28	27	22	15	213
愛知学院大学歯学部	45	44	47	32	63	60	68	55	35	449
大阪歯科大学	98	80	96	68	136	75	83	46	60	742
福岡歯科大学	45	47	29	36	40	34	43	36	20	330
合 計	694	716	715	604	946	701	797	625	621	6,419

(注1) 整理の都合上、施設名を大学(歯学部)名に置き換えて表示しました。

(注2) 東京歯科大学は、千葉病院、水道橋病院、市川総合病院の合計数。

平成20年度 管理型歯科医師臨床研修施設 予定表

平成19年7月18日現在

[illegible]

＜備考＞ 1. 凡例： 見＝見学 説＝説明会 面＝面接 試＝試験
2. 詳細については、各大学ホームページをご覧ください。

別記 8

事 務 連 絡
平成19年11月15日

各都道府県
歯科医師臨床研修費補助事業担当者 殿

厚生労働省医政局歯科保健課

平成19年度臨床研修費等補助金（歯科医師）交付申請書（案）について（依頼）

歯科医師臨床研修費補助事業に係る「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）」については、現在、発出に向けて準備を進めております。

今般、交付要綱発出後できるだけ早期に交付決定を行う必要があるため、交付要綱に記載される歯科医師臨床研修費補助金の交付申請に係る各種申請様式（案）及びその記入例を作成いたしましたので、各都道府県内の歯科医師臨床研修施設への周知並びに交付申請の準備の依頼方お願いいたします。

なお、各種申請様式（案）については、準備の過程で、内容等が変更することがあり得ることを併せて御覧方お願いいたします。

※ 係先：
厚生労働省医政局歯科保健課
担当 杉戸・神田・志木
TEL: 03-5253-1111(2583・4141)
FAX: 03-3595-8687

平成20年度歯科保健医療対策関係予算 当初内示の概要 （厚生労働省医政局歯科保健課）

（平成19年度予算額） （平成20年度当初予算額）

1. 歯科保健医療の普及向上（歯科保健費） 472百万円 → 842百万円

新健康フロンティア戦略の推進を図るため、幼児期・学齢期の口腔（むし歯）予防対策、主に成人期の歯科疾患対策及び高齢期・寝たきり者等の口腔ケアに関する施策を進めるとともに、在宅歯科医療提供体制等の充実を図ることにより8020運動をさらに推進する。

【うち補助対象事業】

・歯の健康力推進歯科医師等養成講習会（新規）

最新の歯科保健医療に関する技術の研鑽や対応の習得及び地域における先進的な歯科・歯科連携を図ることを目的とした講習会を実施することにより、主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科医療、口腔ケア等のプロフェッショナルケアについて専門性をもつ歯科医師及び歯科衛生士を養成する。

・在宅歯科診療設備整備事業（新規）

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療を推進するために、主の健康力推進歯科医師等養成講習会を受講した歯科医師を対象として、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器の設置を整備する。

※ 補助率：1/8（負担割合：国1/8、都道府県1/3、事業者1/3）

・8020運動推進特別事業

2. 歯科医師臨床研修の推進 2,895百万円 → 2,866百万円

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 歯科医師臨床研修費 | 2,888,034千円 → 2,858,527千円 |
| (2) 歯科医師臨床研修指導医講習会費 | 7,206千円 → 7,212千円 |
| ・ 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 | |
| ・ プログラム責任者講習会 | |

3. 歯科医療従事者養成確保対策 3百万円 → 32百万円

- | | |
|---|-------------------|
| (1) 歯の健康力推進歯科医師等養成講習会費（「1. 歯科保健医療の普及向上」の再掲） | 0千円 → 28,704千円 |
| (2) 歯科医療関係者感染症予防講習会費 | 2,500千円 → 2,477千円 |
| (3) 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会費 | 551千円 → 551千円 |
- 【経費工率】

別記 9

事 務 連 絡
平成20年1月10日

社団法人 日本私立歯科大学協会
病院部会長 東 理 十三雄

臨床研修費等補助金（歯科医師）について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成19年度臨床研修費等補助金（歯科医師）交付申請書の提出について、貴施設宛に都道府県衛生主管部（局）歯科医師臨床研修費補助事業担当者（係）から既に通知があったかと思いますが、基準額における「厚生労働大臣が必要と認めた額」は、「 $(67,000円 / 月額) \times 研修歯科医延人数$ 」に決定いたしましたことをご報告申し上げます。

また、「平成20年度歯科保健医療対策関係予算 当初内示の概要（厚生労働省医政局歯科保健課）」をお送りいたしますので、ご査収ください。

なお、上記に関しては当協会病院部会員にも送付いたしましたことを申し添えます。

敬 白

社団法人 日本私立歯科大学協会
事 務 局
TEL 03-3265-9068
FAX 03-3265-9069

4. へき地保健医療対策 16百万円 → 16百万円

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) へき地歯科巡回診療車運営費 | 9,381千円 → 9,381千円 |
| (2) 沖縄へき地歯科診療班運営費 | 4,209千円 → 4,209千円 |
| (3) 離島歯科診療班派遣運営費 | 1,994千円 → 1,994千円 |

5. 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）

14,689百万円（施設別総額） → 16,463百万円（施設別総額）

【補助対象事業（歯科保健課分）】

・歯科医療安全管理体制推進特別事業（新規）

歯科医療を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、各地域の実情に応じて、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、歯科医療安全管理体制を推進することにより、国民に対するより安全で安心な歯科医療提供体制を整備する。

・8020運動推進特別事業（「1. 歯科保健医療の普及向上」の再掲）

・歯科衛生士養成所初年度設備整備事業

・在宅歯科診療設備整備事業（「1. 歯科保健医療の普及向上」の再掲）

6. 医療提供体制施設整備交付金

11,065百万円（施設別総額） → 10,733百万円（施設別総額）

【補助対象事業（歯科保健課分）】

・歯科衛生士養成所施設整備事業

(4) 私立歯科大学(学部)の財政等の現状について(平成18年版)

平成18年度第1回経営部会(H18.6.20)で協議して、合意された項目により、各大学から資料の提供を受け、平成18年版を作成し、平成19年度第1回経営部会(H19.6.27)の審議を経て、各大学に一部づつ送付した。

(5) 広報の発行(第54号・第55号)

協会の広報は、

年2回発行する(9月と3月の予定)。

記事の内容は、可及的に簡略化し、頁数の縮減に努める。

記載事項は、

- ① 巻頭言
- ② 時事問題等についての座談会記事
- ③ 「加盟大学・学部のニュース」として、各大学発行の広報紙から、行事、学部長・病院長以上の異動・叙勲・訃報、特色ある施設等の紹介
- ④ 「教育関係」及び「歯科関係」情報のうち、重要なもの
- ⑤ 「新聞記事の要点」として、項目・年月日・掲載紙名の一覧
- ⑥ 協会主催会議・事業の概要
- ⑦ 協会作成資料
- ⑧ 人事異動消息
- ⑨ その他協会広報にふさわしいもの

とし、内容の充実に努める。

以上の方針で編集し、広報委員会で審議・了承され

「第54号は H19.9.30」・「第55号は H20.3.31」に発行



日本私立歯科大学協会広報

第 54 号
平成 19 年 9 月

目 次

<巻頭言>

歯科医師国家試験と歯科医師の需給問題 森本俊文

<大学のニュース>

- 岩手医科大学歯学部
役職者の就任(平成 19 年 4 月 1 H 付) 4
- 朝日大学歯学部
学長に岩山幸雄氏一次期役職者決定 4
- 愛知学院大学歯学部 文科省「学生支援プログラム」
委員長に小出学長選任される 5
- 東京歯科大学
金子 譲学長 Horace Wells 賞の授賞、第 11 回
国際歯科麻酔学会開催(IFDAS 2006)と国際歯科
麻酔学会議連合会長就任(IFDAS) 5
- 東京歯科大学
金子 譲学長に日本歯科医学会会長賞 5
- 大阪歯科大学 学校教育法改正に伴う
教員組織の見直しに関する説明会 6
- 明海大学歯学部「明海歯科医学会」発足
一歯科医学界の発展に期待 6
- 明海大学歯学部 UCLA とのジョイントプログラム
コース 最先端技術を修得 国際レベルの歯科医師
養成をめざす 生涯研修プログラム修了式 6
- 奥羽大学歯学部
共用試験歯学系 CBT、OSCE 特別実施 7
- 松本歯科大学 新年度から社会ニーズに応えた
新しいカリキュラムを導入一大学院歯学独立
研究科 7
- 岩手医科大学歯学部
共通教育センターの紹介 8
- 昭和大学歯学部 病院活性化推進委員会 再編
大学活性化推進委員会 新設
一 9 つのプロジェクト委員会を設置 8
- 松本歯科大学
組織学・病理学実習にデジタル顕微鏡を導入 8
- 北海道医療大学歯学部 北海道医療大学
文科省「私立大学学術研究高度化推進事業」に
研究プロジェクト 2 件が採択 9
- 神奈川歯科大学 神奈川歯科大学附属病院ニュース
一患者様の心にも目を向けた診療: 咬み合わせ
リエゾン診療科 9
- 日本歯科大学生命歯学部・新潟生命歯学部
メリーランド大学と姉妹校提携
一 16 校目の姉妹校 10
- 日本大学歯学部
ラオス国立大学と覚書を締結 10
- 北海道医療大学歯学部 北海道医療大学
札幌医科大学と連携協定を締結 11
- 岩手医科大学歯学部
産学官連携業務に関する協定調印式が行われる 11
- 東京歯科大学
東京歯科大学公開講座開催 11
- 日本大学松戸歯学部
公開講座を開催 11
- 鶴見大学歯学部
歯学部附属病院医療安全講習会開催 12
- 日本大学松戸歯学部
日本大学口腔科学会学生会員ポスター発表会 12
- 岩手医科大学歯学部 平成 18 年度高大連携
ウィンター・セッションが開かれる 12

- 日本大学歯学部
医療人 GP で地域医療シンボ 12
- 愛知学院大学歯学部 愛知学院大学・健康長寿
シーズ発表会開催されるー平成 19 年 5 月 18 日
(金)、愛知学院 110 周年記念講堂にて開催され
ました 13
- 神奈川歯科大学
看護学科・カレッジハウス建物引き渡し式挙行 13
- 日本歯科大学生命歯学部
100 周年記念館 竣工式典 設立 100 周年イヤー
の有終の美を飾る 14
- 朝日大学歯学部
附属歯科診療所を新築 14
- 松本歯科大学「口腔インプラント科」開設
本学病院に一計画的な治療と、包括的・継続的な
管理体制を 14
- 明海大学歯学部 病室をリニューアル
より快適な療養環境の整備をめざして 15
- 岩手医科大学歯学部 総合移転整備計画
第一次事業新築工事落成式並びに薬学部開設
記念式典を盛大に挙行 15
- 福岡歯科大学
健康まるごと福岡歯科学園を開催 16
- 大阪歯科大学 学園都市ひらかた推進協議会
「キャンパスミーティング」本学で開催 16
- 愛知学院大学歯学部 天皇誕生日祝宴に招待され
小出学長夫妻 宮中に参内 17
- 鶴見大学歯学部 喫煙防止教育、禁煙支援の実際
継続喫煙開始世代及び若い女性を中心に 18
- 福岡歯科大学 大学基準協会および日本高等教育
評価機構から大学基準適合認定の評価結果 18
- 奥羽大学歯学部
歯学部外部評価委員の実地視察 18
- 愛知学院大学歯学部 天皇皇后両陛下のお招きで
小出学長夫妻赤坂御苑遊会へ 19
- 日本大学松戸歯学部
実験動物慰霊祭 19
- 昭和大学歯学部 故佐々木崇壽 教授 歯学部葬ー
約 400 名が参列し、上條講堂で執り行われる 19
- <事業概要> 20
- 平成 18 年度協会決算 20
- 平成 19 年度協会事業計画 20
- 平成 19 年度協会収支予算 23
- 第 63 回定例総会 (H19.3.27) 24
- 第 64 回臨時総会 (H19.6.27) 31
- 理事会 34
- 基本問題検討会 37
- 部会等の開催状況 38
- 事務局長会議 39
- <新聞記事の要点> 40
- 1. 教育関係 40
- 2. 歯科関係 41
- <叙勲> 43
- <人事異動消息> 43
- <協会設立 30 周年記念事業> 55
- 1. 記念祝賀会 55
- 2. 記念誌 56
- <協会役員・部会・委員会名簿> 58
- <社日本私立歯科大学協会加盟名簿> 60
- <編集後記> 60



日本私立歯科大学協会広報

第 55 号
平成 20 年 3 月

目 次

<巻頭言>

21 世紀における歯科大学の使命 金子 譲 2

<大学のニュース>

○東京歯科大学

金子 譲学長再任・新人事発令される 5

○日本歯科大学

歯学部長に大塚吉兵衛教授を再選 5

○大阪歯科大学

川添堯彬教授が理事長・学長に就任 5

○明海大学歯学部

明海大学「次期学長」に安井利一教授を選任 6

○明海大学歯学部

明海大学「次期歯学部長」に中島裕教授を選任 6

○愛知学院大学歯学部

私学振興の功績顕著により小出学長が

「旭日重光章」を受章 6

○愛知学院大学歯学部

大学入試センター運営審議会委員に小出学長

再任される 7

○日本歯科大学新潟生命歯学部

新潟病院往診チーム「新潟日報文化賞」受賞 7

○神奈川歯科大学

口唇・口蓋裂患者の医療援助活動に対し

ベトナム政府から勲章授与 7

○大阪歯科大学

平成 19 年度ハイテク・リサーチ・センター

整備事業に田中教授の組織が選定 8

○福岡歯科大学

病院の IT 化に向け、病情報システム (HIS)

の導入 9

○昭和大学歯学部

口腔組織学講座 廃止 歯科医学教育推進室

設置 9

○松本歯科大学

総研研 吉田講師が「歯科技工装置」を開発 9

○北海道医療大学歯学部

文科省ハイテク・リサーチ・センター整備事業

に選定 10

○鶴見大学歯学部

全国歯科大学・歯学部附属病院長会議開催 10

○東京歯科大学

平成 19 年度教育ワークショップ (報告会) 11

○朝日大学歯学部

6 列マルチスライス CT 装置導入 11

○岩手医科大学歯学部

ハイテク・リサーチ・プロジェクト研究成果

発表会を開催 12

○日本歯科大学生命歯学部

医療評価の認定受く 12

○奥羽大学歯学部

平成 19 年度第 1 回奥羽大学歯学部 OSCE 評価者

養成ワークショップ 12

○日本歯科大学

「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業

に選定 13

○日本歯科大学生命歯学部

本学独自の e-Learning 開始 13

○朝日大学歯学部

歯学教育改革に対応 13

○北海道医療大学歯学部

北海道医療大学 2007 年度より「教員評価制度」

を本格的にスタート 14

○日本歯科大学

第 21 回日本歯科医学会総会開催予定 14

○東京歯科大学

ロシア モスクワ国立医科歯科大学との

姉妹校協定締結 14

○北海道医療大学歯学部

北海道医療大学 新たに 2 大学と姉妹校の締結 15

○日本大学松戸歯学部

松戸歯学部・歯学部合同記念植樹式 15

○日本歯科大学生命歯学部

附属病院 20 周年の記念会 15

○朝日大学歯学部

PDI 岐阜歯科診療所が完成 16

○奥羽大学歯学部

附属病院外来診療室をリニューアル 16

○日本歯科大学新潟生命歯学部

新潟マルチメディア実習室開く 16

○神奈川歯科大学

テキサス大学歯学部臨床見学実習 17

○岩手医科大学歯学部

矢野新キャンパスで初めての市民公開講座を

開催 17

○朝日大学歯学部

附属病院で職場体験 17

○神奈川歯科大学

全面禁煙に 18

○日本大学松戸歯学部

公開講座を開催 18

○大阪歯科大学

故 今井久夫 理事長・学長

学校法人大阪歯科大学葬

しめやかに営まれる 19

<事業概要>

○理事会

..... 21

○部会等の開催状況

..... 22

○事務局長会議

..... 23

○研修会

..... 23

<日本私立歯科大学協会関係の諸会議>

○第 33 回全国私立歯科大学歯学部附属病院

看護部長会 25

○第 28 回全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会

..... 25

○第 12 回日本私立歯科大学・歯学部附属病院

歯科技工士協議会 25

<新聞記事の要点>

1. 教育関係

..... 26

2. 歯科関係

..... 27

<叙勲>

..... 28

<計報>

..... 28

<人事異動消息>

..... 29

<第 39 回全日本歯科学生総合体育大会の成績表>

..... 33

<協会役員・部会・委員会名簿>

..... 36

<旧日本私立歯科大学協会加盟名簿>

..... 38

<編集後記>

..... 38

(6) 受験生確保対策事業について

平成19年度第1回受験生確保対策委員会(平成19年5月25日)において、平成18年度の本事業の状況を分析し、協議の結果、平成19年度受験生確保対策事業については、引き続き経費節減に努めながら、内容を一部修正の上、前年度の事業を継続して実施していくこととした。

事業の概要は、下記の通り。

1. 『私立大学17歯学部平成20年度入試のお知らせ』および『私立大学17歯学部問い合わせ先&アクセス一覧』(次項参照)を主要な全国の高等学校(校長及び進路指導部主事宛)に送付(平成19年9月)。
2. 『私立大学17歯学部問い合わせ先&アクセス一覧』(1頁)を「高2My Vision 5月号(平成20年4月)」および「医歯薬進学4月号(平成20年3月)」に掲載。
3. インターネット・ホームページによるPR
 - (1) ホームページのデザイン等をリニューアル
 - (2) ホームページ掲出内容
 - ① 協会の概要
 - ② 加盟大学17歯学部の「平成20年度入試日程一覧」(カレンダー形式)
 - ③ 加盟大学17歯学部の「平成20年度入試要項」
 - ④ Q&Aコーナー(私立歯科大学の特長等についての一問一答)
 - ⑤ 私立大学17歯学部平成19年度入試結果
 - (3) 各大学ホームページから本協会ホームページへのリンク設定を依頼(双方向性の実現)
 - (4) ホームページアドレス(URL)
<http://www.shikadaikyo.or.jp/>
<http://www.shikadaigakujukenjouhou.jp/>
4. 受験生確保対策事業費について
 - (1) 平成19年度予算額： 4,000,000 円
 - (2) 調査研究事業積立預金： 9,954,989 円(平成19年3月31日現在)
5. 「全国医歯薬科大学受験相談会」を後援
6. 新規事業として、本協会主催の「大学ガイダンス」の開催が提案され、今後検討していくこととした。

(7) 協会設立30周年記念事業について

① 協会設立30周年記念祝賀会

1. 開催日時 平成19年6月27日(水) 17:00～19:00
2. 会場 帝国ホテル 本館3階「富士の間」
3. 招待者 255名(出席217名)
4. 次第
 - (1) 司 会：橋本明子
 - (2) 開会の辞：日本私立歯科大学協会副会長 金子 讓
 - (3) 国歌斉唱：国歌独唱 三垣理英子
演奏 日本大学吹奏楽団
※国旗を掲示
 - (4) 挨拶：日本私立歯科大学協会会長 中原 泉
 - (5) 祝 辞：文部科学省高等教育局私学部長 磯田 文雄
日本歯科医師会会長 大久保 満男
 - (6) 功労者感謝状贈呈
 - ①功労者紹介：日本私立歯科大学協会専務理事 安井 利一
 - ②感謝状贈呈：日本私立歯科大学協会会長 中原 泉
 - ③功 労 者：愛知学院大学学院長・学長 小出 忠孝
前大阪歯科大学理事長 佐川 寛典
※御令室 佐川裕子様 に贈呈
明海大学・朝日大学理事長 宮田 侑
鶴見大学副理事長・駒澤大学理事長 宮本 延雄
日本私立歯科大学協会事務局長 一宮 正明
 - ④記 念 品：旅行券
- (7) 鏡 開 き
12名(予定者・50音順)

文部科学省高等教育局私学部長	磯田 文雄
元文部大臣・元参議院議長	井上 裕
日本歯科医師会会長	大久保 満男
日本私立歯科大学協会副会長	大塚 吉兵衛
日本私立歯科大学協会副会長	金子 讓
愛知学院大学学院長・学長	小出 忠孝
前大阪歯科大学理事長	佐川 寛典
※御令室 佐川裕子様 に依頼	
日本私立歯科大学協会会長	中原 泉
厚生労働省医政局歯科保健課長	日高 勝美
明海大学・朝日大学理事長	宮田 侑
鶴見大学副理事長・駒澤大学理事長	宮本 延雄
日本私立歯科大学協会専務理事	安井 利一

- (8) 乾 杯：元文部大臣・元参議院議長 井上 裕
 (9) 祝 宴：アトラクション
 ①和太鼓演奏：梵天（5名）
 ②演 奏：日本大学吹奏楽団（31名）
 ③独 唱：三 垣 理英子
 (10) 閉会の辞：日本私立歯科大学協会副会長 大塚 吉兵衛

4) 祝賀会応援者（加盟大学事務局）

明海大学歯学部	鈴木 榮子	竹部 正樹
東京歯科大学	菅沼 弘春	関川 美香
昭和大学歯学部	山口 淳	青柳 智恵子
日本大学歯学部	田松 正樹	宮台 初恵
日本歯科大学生命歯学部	宮路 隆行	明石 有紀子
神奈川歯科大学	金坂 雄介	熱田 由美子
鶴見大学歯学部	八尋 雪乃	坂井 洋介

（順不同・敬称略）

5) 記念品

- クロスボールペンセット 300 個
 ○帝国ホテルフルーツケーキ 230 個

協会設立30周年記念祝賀会実行委員会

委員長	山本 龍太郎	鶴見大学事務局次長・歯学部事務部長
副委員長	高橋 慎一	日本歯科大学法人事務局長
委員	永井 隆夫	東京歯科大学事務局長
委員	永井 龍男	神奈川歯科大学法人事務局長
委員	村山 英政	日本大学歯学部事務局長
委員	三田 昌克	明海大学事務局長
	↓	(平成18年4月1日役職交代により)
	梅澤 伸男	明海大学事務局長
委員	松長 収	昭和大学事務局長
	↓	(平成18年4月1日役職交代により)
	廣川 三男	昭和大学事務局長
	↓	(平成19年4月1日役職交代により)
	上野 洋一	昭和大学事務局長
事務局	一宮 正明	日本私立歯科大学協会事務局長



目次

社団法人日本私立歯科大学協会 改革 展望 30 周年記念誌

ご挨拶	日本私立歯科大学協会会長 中 原 泉	
祝 辞	文 部 科 学 大 臣 渡 海 紀三朗	
祝 辞	厚 生 労 働 大 臣 舩 添 要 一	
祝 辞	日本歯科医師会会長 大久保 満 男	
社団法人日本私立歯科大学協会 加盟歯科大学・歯学部		
社団法人日本私立歯科大学協会 役員		
カラーグラビア		
設立総会..... I	設立 20 周年記念祝賀会..... II	歴代会長・副会長・専務理事..... III
協会活動..... VI	協会関係会議..... VII	
第 1 部 社団法人日本私立歯科大学協会「設立 30 周年記念祝賀会」..... 1		
第 2 部 日本私立歯科大学協会「10 年のあゆみ」..... 11		
協会設立 20 年から 30 年の 10 年を振り返って	安 井 利 一	12
歯科医師需給問題への取組み	中 原 泉	21
歯科医師臨床研修の必修化まで	東 理 十三雄	29
歯科医師国家試験改革への考察	大 塚 吉兵衛	41
共用試験 (CBT、OSCE) の運用	安 井 利 一	44
第 3 部 日本私立歯科大学協会の設立当初からの 30 年を回顧して		
小 出 忠 孝 49		
第 4 部 協会設立 30 周年記念シンポジウム		
57		
『私立歯科大学における最近 10 年の教育改革と今後の展望』		
座長：安井 利一、福島 俊士		
歯学教育と教員組織	藤 下 昌 己	60
歯学教育プログラムと講座制	大 塚 吉兵衛	66
歯学教育における教育技法と教育評価	金 子 譲	71
歯科医師臨床研修の在り方	東 理 十三雄	76
質疑応答		82
第 5 部 座談会		
85		
『日本私立歯科大学協会の役割と今後の展望』—さらなる団結と発展を目指して—		
中原 泉、金子 譲、大塚 吉兵衛、宮本 延雄、一宮 正明		
司会・コーディネーター：安井 利一		
第 6 部 協会活動の概要と記録		
111		
社団法人 日本私立歯科大学協会 定款		112
協会組織図		117
協会貸借対照表の変遷		118
部会・委員会・会議の現状と課題		
教育・研究部会	安 井 利 一	120
病院部会	東 理 十三雄	125
経営部会	金 子 譲	128
広報委員会	大 塚 吉兵衛	131
受験生確保対策委員会	青 野 一 哉	134
研修委員会	宮 崎 隆	137
事務局長会議	安 井 利 一	140
協会関係会議		
○全国私立歯科大学・歯学部附属病院看護部長会	服 部 久 代	142
○全国私立歯科大学附属病院薬剤部長会	山 本 加代子	144
○日本私立歯科大学・歯学部附属病院歯科技工士協議会	水 野 行 博	147
○私立歯科大学・歯学部附属病院歯科衛生士連絡協議会	関 根 真理子	150
○全国私立歯科大学・歯学部附属病院診療放射線技師代表者会	深 澤 常 克	152

歴代役員名簿	154
歴代会員名簿	157
歴代事務局職員	167
総会の開催記録	168
諸会議の開催記録	169
事業報告書の個別事項一覧	169
理事会の議題一覧	170
要望書等一覧	171
第7部 30年譜	173
第8部 加盟17歯科大学・歯学部概要「あゆみと展望」	195
加盟歯科大学・歯学部案内	196
北海道医療大学歯学部 198	岩手医科大学歯学部 200
明海大学歯学部 204	東京歯科大学 206
日本大学歯学部 210	日本大学松戸歯学部 212
日本歯科大学新潟生命歯学部 216	神奈川歯科大学 218
松本歯科大学 222	朝日大学歯学部 224
大阪歯科大学 228	福岡歯科大学 230
奥羽大学歯学部 202	昭和大学歯学部 208
日本歯科大学生命歯学部 214	鶴見大学歯学部 220
愛知学院大学歯学部 226	
第9部 加盟歯科大学・歯学部の国際交流協定締結状況	233
第10部 賛助会員	243
第11部 資料	249
(1) 私立歯科大学（歯学部）の募集人員・志願者・入学者数の推移	250
(2) 私立歯科大学（歯学部）大学院の入学定員・入学者・在籍生数の推移	250
(3) 私立歯科大学（歯学部）の第一学年生出身都道府県および外国別数の推移	251
(4) 私立歯科大学（歯学部）の本務教員系列在籍人員の推移	252
(5) 私立歯科大学（歯学部）の附属病院患者総数（歯科）の推移	252
(6) 私立歯科大学（歯学部）の附属病院外来患者（歯科）診療科別内訳の推移	253
(7) 私立歯科大学（歯学部）の歯科診療台・病床数の推移	253
(8) 私立歯科大学（歯学部）の保有図書数等の推移	254
(9) 歯科医師国家試験合格者数等の推移	255
(10) 大学の教員組織の見直しに伴う学校教育法および大学設置基準等の改正に関する調査	256
第12部 30周年記念事業の概要	261
あとがき	269

協会設立30周年記念誌編集委員会

委員長	大場 憲 栄	日本歯科大学新潟生命歯学部事務部長
副委員長	菱田 健 治	朝日大学事務局長
委員	板橋 文 男	日本大学松戸歯学部事務局長
顧問	宮本 延 雄	鶴見大学副理事長 (平成18年3月31日 駒澤大学理事長就任のため辞任)
顧問	土産田 照 夫	北海道医療大学常勤理事
事務局長 会議議長	安井 利 一	日本私立歯科大学協会専務理事
事務局	一宮 正 明	日本私立歯科大学協会事務局長
編集協力	今田 芳 則	医歯薬出版株式会社取締役